

品川区産後ケア事業実施要綱

制定 平成30年4月1日 区長決定 要綱第18号

改正 令和5年1月4日 区長決定 要綱第1号

改正 令和6年3月29日 区長決定 要綱第126号

改正 令和7年4月1日 区長決定 要綱第78号

(目的)

第1条 この要綱は、産後ケアを希望する出産後の母親および乳児（以下「母子」という。）に対して心身の回復および心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子およびその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより母子に対する支援体制を確立し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実に資することを目的とする。

(産後ケア事業)

第2条 産後ケア事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊型 出産後の母子に対して、区が指定する施設に宿泊することで、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うものとする。
- (2) 日帰り型（個別） 助産師が、母子に対して区の施設その他区長が認める施設において、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うとともに、休養の機会等を提供するサービスを行うものとする。
- (3) 日帰り型（集団） 助産師が、母子に対して区の施設その他区長が認める施設において、育児知識の普及、母子保健および子育て支援に係る情報提供、母親同士の交流を促す等の集団的アプローチおよび母体ケア、母乳相談等の個別相談を行うものとする。
- (4) 訪問型 助産師が、母子の自宅を訪問し、産後の心身に関する相談、主として不安の多い乳房のケア、授乳指導、育児相談等を行うものとする。

(利用対象者)

第3条 産後ケア事業の利用対象者は、宿泊型にあつては品川区内（以下「区内」という。）に住所を有する産後5カ月未満の母子とし、日帰り型（個別）事業および訪問型にあつては区内に住所を有する者（ただし、子についてはこの限りでない。）であつて、産後1年以内の母子とし、日帰り型（集団）事業にあつては区内に住所を有する産後7カ月未満の母子とする。ただし、母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等をいう。）に罹患している者、入院加療の必要がある母親および心身の不調または疾患があり、医療的介入の必要がある母親を除く。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に支援が必要と認める者については利用対象とすることができる。

(実施内容)

第4条 産後ケア事業において行うサービスは、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 宿泊型 次に掲げるサービスとする。

- (ア) 産後における母親への身体的・精神的ケア
 - (イ) 乳児の世話、発育・発達等の相談
 - (ウ) 母乳に関する相談および授乳方法、セルフケア等の指導
 - (エ) 沐浴方法および乳児に対する育児手技等の指導および相談
 - (オ) その他必要とする保健指導
- (2) 日帰り型（個別）および訪問型 次に掲げるサービスとする。
- (ア) 産後の身体的・精神的ケア
 - (イ) 授乳相談、乳房ケアまたは乳房セルフケア
 - (ウ) 乳児の発育または発達に関する相談
 - (エ) 育児手技の指導および育児相談
 - (オ) 母体回復のためのセルフケア
 - (カ) その他必要とする保健指導
- (3) 日帰り型（集団） 次に掲げるサービスとする。
- (ア) 育児に関する講座
 - (イ) ふれあい遊び講座
 - (ウ) 母の疲労回復講座
 - (エ) 事故防止についての講座
 - (オ) 産後における母体の管理ならびに生活の相談および指導
 - (カ) 授乳または乳児に関する相談および指導
 - (キ) 乳児の発育または発達に関する相談および指導
 - (ク) その他必要とする講座

（事業の委託）

第5条 産後ケア事業は区が実施主体となり、区が適当と認める産後ケアを行う事業者（以下「受託者」という。）が実施する。

2 受託者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 宿泊型 次に掲げる要件を満たすものとする。
- (ア) 産後ケアに関する知識および技術において高い専門性を確保すること。
 - (イ) 利用者の宿泊室、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室、その他必要な設備を有すること。
 - (ウ) 24時間体制で1名以上の助産師、保健師または看護師が勤務していること。
 - (エ) 前条各号に規定する事業内容を提供できること。
 - (オ) 適切な事故防止策および安全対策を講じるとともに、マニュアル作成がされていること。
- (2) 日帰り型（個別）、日帰り型（集団）および訪問型
- (ア) 産後ケアに関する知識および技術において高い専門性を確保すること。
 - (イ) 産後ケア事業に従事する助産師を配置し、母親のケア、乳児ケア、今後の育児に関する指導および相談等を行う実施体制が確保できること。
 - (ウ) 前条各号に規定する事業内容を提供できること。
 - (エ) 適切な事故防止策および安全対策を講じるとともに、マニュアル作成がされていること。

(利用日数)

第6条 産後ケア事業の利用回数は、1回の出産において、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊型 7日まで
- (2) 日帰り型（個別）および訪問型 日帰り型（個別）および訪問型あわせて合計5回まで
- (3) 日帰り型（集団） 3回まで

(利用申請)

第7条 産後ケア事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区産後ケア事業利用申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(利用の承認の決定等)

第8条 区長は、前条の申請があった場合、内容を審査し産後ケア事業の利用の承認または不承認の決定をする。

2 区長は、前項の決定を行ったときは、速やかに品川区産後ケア事業利用承認通知書（第2号様式）または品川区産後ケア事業利用不承認通知書（第3号様式）により利用の可否について、申請者に通知するものとする。

(実費の徴収)

第9条 受託者は、宿泊型、日帰り型（個別）および訪問型を利用する者（以下「利用者」という。）から、産後ケア事業に要する実費（以下「実費」という。）を徴収することができる。

2 実費の上限額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊型 利用した日数分に該当する区と受託者の契約金額の9分の1
- (2) 日帰り型（個別）事業および訪問型 2,500円

(助成)

第10条 区は、利用者が事業の利用に際し、実費を負担したときは、各号に定める額を助成する

- (1) 宿泊型 次に掲げる世帯（住居を共にせず、生計を同一にしている場合も含む。以下同じ。）に応じて、実費のうち次に定める額を助成する。

(ア) 生活保護世帯 全額

(イ) 非課税世帯 2分の1の額

- (2) 日帰り型（個別）および訪問型 全額

2 前項に規定する助成は、利用者が、実費から前項各号に定める助成金額を差し引いた金額を、受託者に支払う方法で行う。

(実績等の報告および委託料の請求)

第11条 受託者は、宿泊型にあっては利用の実績があった月の翌月15日までに、日帰り型（個別）、日帰り型（集団）および訪問型にあっては利用の実績があった月の翌月10日までに利用実績を区長に提出しなければならない。

2 受託者は、産後ケア事業の実施に際して、事故が生じた場合その他産後ケア事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を区長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 受託者は、区長から提供された利用者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 産後ケア事業の目的以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

品川区産後ケア事業利用申請書

品川区長 あて

以下(1)～(9)について同意の上、申し込みます。☐
申し込みません。☐（理由： _____）

- (1) 本事業を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）に対して個人情報を必要な範囲で提供すること。

(2) 委託事業者が区に対して本事業の利用状況を報告すること。

(3) 自己負担額の決定のため、区が所得状況および住民基本台帳による世帯状況を必要な範囲で調査すること。

(4) 事業実施後は、定められた自己負担額を委託事業者に対して支払うこと。

(5) 保健サービスの提供のために本事業の利用時の状況について区関係部署に情報提供すること。

(6) 感染性疾患及び医療行為が必要になった場合は本事業を利用できないこと。

(7) 委託事業者の都合により、希望日に利用できない場合があること。

(8) 申請内容に偽りがあった場合は本事業を利用できないこと。

(9) 利用対象期間内に利用すること。

受領印

申 請 日	年 月 日		
利 用 者 氏 名	(フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
住 所	〒品川区	国籍	
携 帯 電 話	() -	メー ル ア ド レ ス	
緊急連絡先氏名(続柄)	()	緊 急 連 絡 先	() -
親 子 健 康 手 帳 交 付 日	年 月 日 (発行元：品川区・ 市・区)		
出 産 (予 定) 日	年 月 日	出 生 順 位	第 子
利 用 料 区 分	☐ 一般世帯 ☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯		

年 月 日

品川区産後ケア事業利用承認通知書

様

品川区長

令和 年 月 日付でお申込みのあった、産後ケア事業の利用について、
次のとおり承認したので通知します。

承認番号	
利用可能期間	宿泊型：産後5か月未満まで（受け入れ期間は利用施設により異なります） 日帰り型（個別）・訪問型：産後1年以内まで 日帰り型（集団）：産後7か月未満まで
利用回数	宿泊型：最大7日まで（分割利用可） 日帰り型（個別）・訪問型：両事業あわせて5回まで 日帰り型（集団）：各クラス1回ずつ 最大3回まで
内 容	産後の身体的・精神的ケア、授乳相談・乳房ケアまたは乳房セルフケア、乳児の発育または発達に関する相談、育児手技の指導及び育児相談、母体回復のためのセルフケアなど （ケア内容は利用施設および利用事業者により異なります）
注 意 事 項	●上記の産後ケア事業の内容を希望する場合に利用できます。 (1) 品川区に住民票のある方のみご利用いただけます。 利用時に品川区外へ転出されている方はご利用いただけません。 (2) 利用回数以上をご利用された場合、利用料は自費でご負担いただきます。 (3) 利用にあたっては、ご自身で利用施設の予約が必要です。 (4) 利用予約の方法、持ち物等の詳細については、 区のホームページをご確認ください。 (5) 利用予約後のキャンセルについては、各利用事業者の規定に従います。 (6) 非課税世帯及び生活保護世帯の方は、別途利用料の減額・免除のための申請が必要になります。

第3号様式

年 月 日

品川区産後ケア事業利用不承認通知書

様

品川区長

年 月 日付でお申し込みのあった、産後ケア事業の利用について、下記のとおり不承認したので通知します。

不承認の理由	
--------	--

この通知についてのお問い合わせ先

品川保健センター 品川区北品川3-11-22 電話:03-3474-2225 FAX:03-3474-2034